

○公益通報に関する規程

2008年3月28日

理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、学校法人関西学院（以下「学院」という。）の業務に関し、法令、寄附行為若しくは学院の諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為（以下「法令等違反行為」という。）を早期発見し、是正するための体制を整備し、学院の健全な発展に資することを目的とする。

(公益通報者)

第2条 学院の教職員、派遣労働者及び業務委託労働者等（以下「教職員等」という。）は、法令等違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を行うことができる。

(窓口)

第3条 公益通報等の受付窓口は、内部監査室とする。

(公益通報等の方法)

第4条 公益通報等は、電子メール、FAX、書面、電話又は面談の方法によって行う。

(禁止事項)

第5条 教職員等は、不正の利益を得る目的、学院又は第三者に損害を加える目的等、不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(対応)

第6条 内部監査室は、教職員等から公益通報等を受けた場合、その内容に応じて迅速かつ適切に対応しなければならない。

(調査)

第7条 内部監査室は、教職員等から公益通報等を受けた場合、理事長に報告すると共に、通報内容に従って速やかに調査を開始するか、又は研究倫理委員会等の所管の機関に通知しなければならない。ただし、法令等違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

2 内部監査室は、調査を開始する場合、公益通報等を行った教職員等に対しその旨を通知しなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合、この限りではない。

3 内部監査室は、法令等違反行為として通報された事項について、書類調査、実地調査、

報告及び説明の聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 4 理事長は、通報された事項に関する事実関係を調査するために、役員、教職員又はその他の関係者で構成する調査委員会を設置することができる。
- 5 調査対象部課及び関連部課の教職員等は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、内部監査室又は調査委員会から協力を求められた場合、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(専門的事項)

第8条 前条の調査に際し、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(遵守事項)

第9条 調査等に関わる者は、その職務の遂行にあたって、次の各号を遵守しなければならない。

- 1 教職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと
 - 2 調査対象部課や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
 - 3 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること
 - 4 公益通報等を行った教職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること
 - 5 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏えいしないこと
- 2 調査等に関わる者は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。
 - 3 調査等に関わる者は、自らが関係する通報された事項の調査等に関与してはならない。

(報告等)

第10条 内部監査室は、理事長に対し、適宜調査進捗状況を報告すると共に、その調査結果を遅滞なく報告しなければならない。

- 2 理事長は、法令等違反行為の存在が確認された場合、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。
- 3 内部監査室は、前項の措置が講じられた場合、当該措置に係る公益通報等を行った教職員等に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該教職員等の連絡先が明らかでない場合、この限りではない。

(処分等)

第11条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合、当該行為に関与した教職員

に対し、学院の規程等により懲戒処分を行うことができる。

(軽減措置)

第12条 法令等違反行為に関与した教職員が、内部監査室がその調査を開始する前に自ら公益通報等を行った場合、当該教職員の処分を免除し、又はその程度を軽減することができる。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 学院は、教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、教職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合、この限りではない。

2 教職員は、他の教職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該教職員等に対し、不利益な取扱いを行ってはならない。

(主管部課)

第14条 この規程に関する事務は、内部監査室で行う。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常務委員会の議を経て理事会で決定する。

付 則

- 1 この規程は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。